

支笏洞爺国立公園

公園計画変更書

[一部変更]

(環境省案)

令和 年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園計画の変更	1
1	変更理由	1
2	事業計画の変更内容	2
	(1) 生態系維持回復計画	2
3	参考事項	3

第1 公園計画の変更

1 変更理由

支笏洞爺国立公園は、北海道の南西部に位置し、後志火山帯の中心部を占め、我が国を代表するカルデラ湖である支笏湖及び洞爺湖等と、今なお活動を続けている有珠山、昭和新山、樽前山と典型的な成層火山の羊蹄山等多くの火山によって構成されている。また、これらの山々の間に、噴泉、地獄谷等の火山現象地や、倶多楽湖、橋湖等の火山性湖沼が散在しており、我が国を代表する火山群峰景観地である。

公園計画としては、昭和24年5月16日に指定され、昭和54年9月に羊蹄山地域の再検討、平成7年8月に支笏・定山溪地域、洞爺湖地域及び登別地域の再検討、羊蹄山地域の点検、平成15年2月に洞爺湖地域の一部変更、平成18年2月に全域の点検が行われている。

本国立公園の南西部に位置する洞爺湖には、中央火口丘である大島、弁天島、観音島、饅頭島の4島からなる中島火山群（以下「洞爺湖中島地域」という。）がある。洞爺湖中島地域にエゾシカは生息していなかったが、昭和30年代に人為的に持ち込まれたものが逸出・増加し、樹皮剥ぎによる樹木枯死、林床植生の衰退、外来植物も含む不嗜好植物の増加といった森林植生の変化が生じている。

以上のことから、関係行政機関、関係団体、専門家等と連携・協力しながら、本公園における生態系を回復するため、生態系維持回復計画を追加する、公園計画の一部変更を行うものである。

2 事業計画の変更内容

(1) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

(表 1 : 生態系維持回復計画表)

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日
1	洞爺湖 中島生 態系維 持回復 計画	支笏洞 爺国立 公園 洞爺湖 中島地 域	洞爺湖中島地域では、かつてエゾシカは生息していなかったが、昭和 30 年代に人為的に持ち込まれたものが逸出し、増加した。その個体数は爆発的増加と減少を繰り返し、島の森林植生の変化（樹皮剥ぎによる樹木枯死、林床植生の衰退、外来植物も含む不嗜好植物の増加、天然更新の阻害等）が確認されている。本事業では、洞爺湖中島において、生態系の状況を把握するための調査、メスジカの積極的な捕獲によるエゾシカ個体数の削減及び外来生物の防除等を実施することで、島内の生態系を在来植生が更新する健全な状態に回復させ、その状態の維持を図る。	

3 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表2 参考事項変更表)

変 更 前	変 更 後
昭和24年5月16日 厚生省告示 第84号 国立公園の指定 昭和28年9月22日 厚生省告示 第307号	昭和24年5月16日 厚生省告示 第84号 国立公園の指定 昭和28年9月22日 厚生省告示 第307号
特別地域及び特別保護地区の指定 昭和46年11月17日 環境庁告示 第42号 指定湖沼の指定	特別地域及び特別保護地区の指定 昭和46年11月17日 環境庁告示 第42号 指定湖沼の指定
昭和54年9月27日 環境庁告示 第36号～第39号 羊蹄山地域の再検討に伴う変更	昭和54年9月27日 環境庁告示 第36号～第39号 羊蹄山地域の再検討に伴う変更
平成2年12月1日 環境庁告示 第100号 乗入れ規制地区の指定	平成2年12月1日 環境庁告示 第100号 乗入れ規制区域の指定
平成7年8月21日 環境庁告示 第40号～第45号 支笏・定山溪地域、洞爺湖地域及び登別地域の再検討、羊蹄山地域の点検に伴う変更	平成7年8月21日 環境庁告示 第40号～第45号 支笏・定山溪地域、洞爺湖地域及び登別地域の再検討、羊蹄山地域の点検に伴う変更
平成15年2月28日 環境省告示 第7号～第12号 洞爺湖地域の公園区域の拡張及び公園計画の変更	平成15年2月28日 環境省告示 第7号～第12号 洞爺湖地域の公園区域の拡張及び公園計画の変更
平成15年8月20日 環境省告示 第87号 公園計画の変更（北海道自然歩道）	平成15年8月20日 環境省告示 第87号 公園計画の変更（北海道自然歩道）
	平成18年2月20日 環境省告示 第48～50号 全域の点検